




# 令和4年 **2**月の**安らぎ**通信

## 目次

- (1)  指定避難所 3割 浸水想定区域に 国、自治体に対策要請
- (2)  障がい者向け水害マップ作成 市区町村 2.6%どまり
- (3)  火山周辺 避難計画に遅れ 6割強の自治体 未指定

## (1) 指定避難所 3割 浸水想定区域に

### 国、自治体に対策要請

\*災害時に被災者が身を寄せる全国の指定避難所約7万9千か所の約3割が、風水害による浸水想定区域に立地。

\*公共施設の多くは交通の便が良い場所にあり、避難所の適地である高台には少ないためとみられます。

\*水害時には使えなくなる恐れ。

\*国はやむを得ず浸水区域内に避難所を置く自治体に対し、安全確認など対策の徹底を求めました。

(2022年1月21日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

## (2) 障がい者向け水害マップ作成 市区町村 2.6%どまり

### 「対策、当事者の視点を」

#### 点図の避難経路作成難しく 支援策の検討急務

\*目が不自由な人のための音声・点字版など、障がい者向けの水害ハザードマップを作成済みの自治体は16都道府県の41市区町村にとどまります。

・国土交通省の調査に応じた1591自治体の2.6%に当たります。

\*調査は昨年6、7月に実施。「作成中・検討中」も53市町村(3.3%)だけ。

\*課題として主に挙げられたのは「作成方法」と「財政支援」。

\*「作成済み」「作成中・検討中」の計94市区町村が採用する提供方法は音声が多く、次いで点字。

・手話の動画を活用したり、知的障害がある人などのためわかりやすい日本語を使ったりした例もありました。

※水害ハザードマップ

\*洪水、高潮、津波などで被害が及ぶと予想される範囲や避難経路、避難場所を示した地図。

\*住宅の購入・入居希望者には、マップを基にリスクを説明するよう、不動産業者に義務付けられています。

(2022年1月24日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

### (3) 火山周辺 避難計画に遅れ 6割強の自治体 未指定

#### ホテル・スキー場など国内施設 トンガ噴火、リスクあらわ

\*2015年施行の改正活火山法で、主要な火山周辺にあるホテルなどで被害が及ぶ恐れのある施設を避難対象に指定することが義務付けられましたが、今も6割超の自治体が未指定のまま。

・49の活火山周辺で不特定多数が集まる施設などについて、自治体が「避難促進施設」に指定することや、施設管理者が避難確保計画を作成することを義務付け。

・昨年9月末時点で、該当施設のない市町村を除いた151自治体のうち、避難促進施設を指定したのは52自治体。

\*指定が進む地域でも指定された施設が策定することになっている避難計画は、2割が未作成。

\*イタリアやインドネシアなど海外の火山大国では、国の機関が監視・観測から防災対策まで一元的に担当するケースも多くあります。

#### 世界の活火山 7%が日本に

\*日本には、世界の7%に当たる111もの活火山が集中。

\*火山は休止しているように見えても急に活動を再開するケースも。

\*「休火山」「死火山」といった表現は、今は使われていません。

\*約1万年以内に噴火した火山や、現在活動している火山はすべて「活火山」。

(2022年1月30日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

